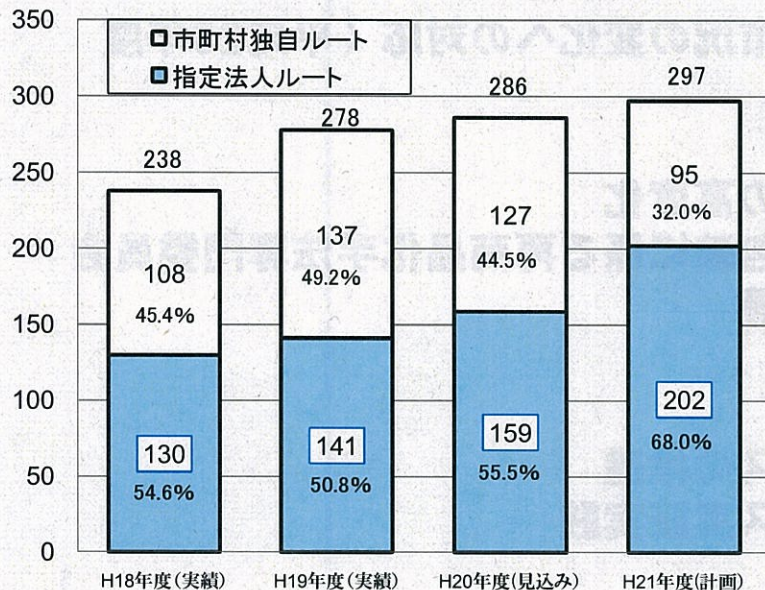


平成20年度「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果について

①使用済みペットボトルの処理方法

使用済みペットボトルの指定法人向け処理割合が年々増加しており、平成21年度(計画)は68.0%となった。

(千トン) 使用済みペットボトル処理量の推移



処理方法の採用状況
平成21年度(計画)

	自治体数	割合
指定法人ルート	980	56.4%
市町村独自ルート	534	30.7%
併用	225	12.9%

7

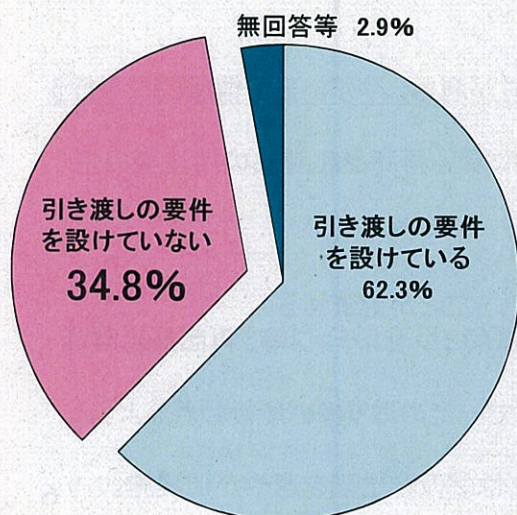
平成20年度「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果について

②契約時の要件、市民への情報提供

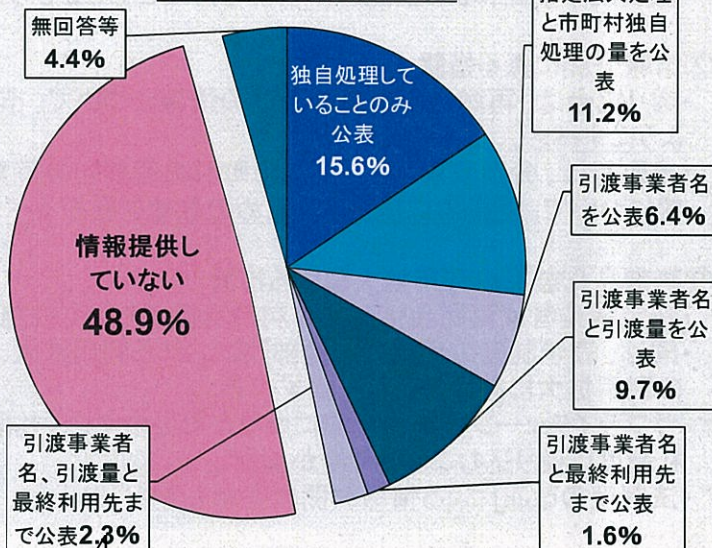
独自処理を行う市町村のうち、

- ・引き渡し先事業者に要件を設けていない割合は34.8%
- ・市民へ情報提供をしていない市町村の割合は48.9%

事業者への要件の有無



市民への情報提供



8

使用済ペットボトル等の再商品化のための 円滑な引き渡し等について

基本方針

市町村は、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合、以下のことが必要である。

- 分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること
- 市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、地域住民に対する情報提供に努めること

対応

基本方針に基づき、以下を実施した。

- ①使用済みペットボトル等の市町村における独自処理に関する実態調査
- ②基本方針の主旨について各自治体に周知(平成20年6月、平成21年7月)

9

ペットボトルの 分別収集量、協会引取量、落札単価の推移



出典: (財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ

10